

宿場役人に就て〔二〕

和田篤憲



二 宿場役人とは何ぞや

儘、本誌前號に於ては本稿の序説として、徳川時代の道路交通制度、特に其中最も特筆すべき傳馬制度を叙べ、該制度に於ける宿場役人(驛政に關する)の地位をも併せ示して居たのであるが、今回は彌々宿場役人の本質論に歩を進めよう。

こゝに宿役人とは、折たく柴の記中に據れば¹⁾こは徳川綱吉の時始めて設置したもので、尙、天領(幕府の領地)では代官所の手代が驛政を見たとある。察するに萬治二年道中奉行を置いてから二十數年のことであるから、宿場役人が道中奉行と關係深きことは、こゝに多言を要せぬであらう。即正に宿場役人は道中奉行の手足の役割を演じたものであつた。加ふるに次で来るべき貞享、元祿以降武士の交

通が盛となつた頃は層一層其必要を痛感せられたことであ

らう。然も事實に於ては將して道中奉行の命令通りに驛政が行はれてゐたかどうか、これ實に重要な事項の一つでは非とも本問題の取扱ふべき範圍に屬する。

以上宿場役人の起源につき一言したのであるが、次に宿場役人を一層分析して吟味するに方り(一)先づ宿に於て役人と見なさるゝ者の本體と所謂宿場役人との關係や、(二)宿場役人の種類(三)それからこの宿場役人が職務をとる問題の本質等を先づ極めなければならぬ。然して後、宿場役人の何たるかゞほど察知せられよう。

尙ほ其の職務、農民との關係、宿場役人に對する幕府の取締及び明治政府の對宿場役人政策等に至つては順次之を述ぶるであらう。然して此等の諸事項は極めて雜多なる驛政全般を見なければならないから、詳論するときは優に大編に亘らなければならぬから、以下其の概要を誌するに止め、細部に至つては追つて他日を約することしゝたいのである。

堵、宿役人と一概にいつても、其意義は種々に取られる

から其本體も從つて明白ではなく、一體何をさして云ふのか判然しない場合が出て來るであらう。私はこれを便宜上廣狭二義に分つて考へて見ようと思ふ。普通宿役人といふときは宿全體に居る役人を總稱して云へるものゝ如く、

名主役、問屋役、年寄役を始め組頭、百姓代等がそれに當る。廣義に取扱はれたものである。然してこれの中驛政に關與したものは、單に問屋役及年寄役に過ぎなかつたのである。即この兩役は狭義の宿役人である。然も問屋役や年寄役は驛政を見た上位の役であつて、尙其配下には種々役人が居つたことを知らなければならない。結局、其差は宿を驛と取るか否かにあるのでこゝに於てか、私が以下取扱ふ宿場役人なるものは宿役人中より問屋、年寄を抽象し、主として此兩役及これ等に從属した配下を云々するを目的とし、特に宿役人に對して宿場役人と稱したのである。

次に宿場役人の種類であるが、慶長六年頃、即、未だ宿役人の設置せらるゝ以前約八十餘年にあつては、將して如何様にして驛政が攝られてゐたか、其役人はどうであつ

たかを見るため、濱松宿の一例を紹介しよう。³³

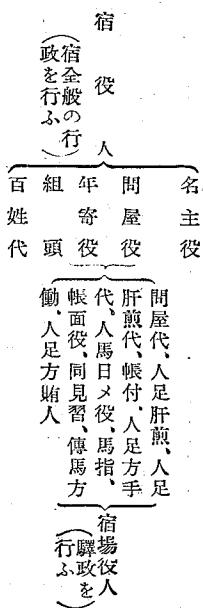
慶長六年、傳馬の制が確立し、濱松宿に於ては助右衛門

なる者が從前の緣故を以て間屋役、御朱印引合せ改役に任せられたのであつたが、これと同時に十王町、即、新規に

傳馬町家敷三十二軒で所詮御傳馬役なるものを勤むること
となつた。この頃は道中が比較的（貞亭、元祿以後に比較
して）閑散であつて、問屋會所といふ驛政を處理する役所
は本宿に於ては唯一ヶ所で、其間口二間、奥行四尺（四間の
誤か）に過ぎず、其事務も五人組が隔日五人宛帳付し、外

に肝煎が二人居た。即都合七人で驛政を見たのである。故に於ける同宿驛政の有様であるが、然るに所謂宿場役人の全盛の頃には次の如く種々の役人が宿々に居たのである。

即、問屋、年寄、問屋代、人足肝煎、人足肝煎代、帳付
け、人足手代、人馬日役、馬指(或は馬差)、帳面役、
同見習、傳馬方傭、人足方傭人で問屋以下十三種の多きに
及んだのである。然して近世小田原宿に於ては問屋は二人



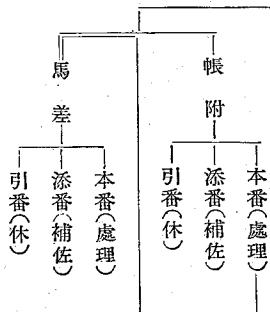
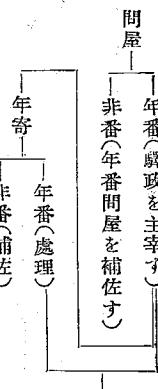
尙、次に宿場役人の驛政を取る問屋場の本質を見よう。⁵³⁾

抑々問屋場とは驛の核心をなし、人馬の繼立を取扱ふ事務所に外ならない。一名傳馬所、馬借又は檢斷などとも稱したのであつた。上世の驛家、鎌倉時代の大宿小宿に類したものである。

然して間屋場に於ける宿場役人の重要なものは間屋、年寄、帳附、馬差の四であつて、その相互關係は次の如くである。

を計る)

五 往還入用帳



然して問屋場に於ける常備書類は大體次掲の五種に止る
(勿論場所によつて多少相違はある)

一 人馬日締帳(遣拂ひたる宿助郷の人馬を明記する)

二 割込帳(人馬の割當を記入する)

三 先觸帳(先觸を記入す)

四 別錢預帳(別錢のあるときは相當の場所に預け利殖

然して武藏本庄宿に於ける宿場役人の員數及手當を見る
に次の如くである。

諸、當所に於ては問屋は六名あつた。年番は一人非番は
残りの五人で、この非番問屋は年番問屋を補佐した。尙、
問屋の下には年寄が八名居て事務を執つたが、これまた年
番と非番とに分れてゐた。又年番問屋及年寄の下に帳付及
馬差各々三人を置き本番、添番及引番に分ち、結局本番一
人が事務を處理し、添番は補佐したのである。引番とは即
休番である。公然と賜暇せられたのである。而して問屋は
米二十俵宛を(一宿に)給つたのであるが、一人で受取つた
場合も二三人で受取つた場合もあつた。尙、帳付と馬差は
有給で、帳付の年給は六七兩とあり、弘化二年の調には、
帳付三人、見習二人給金二十五兩一分とある。又馬差は帳
付の指圖に従つて人馬を使用するのであつて、年給五兩と
なつてゐた。

以上の中、宿場役人たる問屋、年寄、帳付及馬差の四につきて少々説明はしたが、此等の宿場役人は尙要約する時、は、其重要さに於て問屋、帳付及馬差の三とする事が出来るのである。然も次項宿場役人の職務を述べんとするに先立ち、尙若干の知識が不足してゐるから、これら問屋、帳付及馬差につき、今少しく其本體について述べ、本稿を擱く。

先づ問屋から始める⁽¹⁾に、上述した如く、問屋は宿驛の人馬を支配する役で、米二十俵を給はり相等の格式を有せる舊家がこれに當つたのである。往來の爲に諸種功勞をしなながら、却つて犬猫の如く賤められてゐたが、實に解せぬ處である。問屋こそは御藏米を給はつてゐるから寧ろ御扶持人の數にも入るべきが至當であるのに、かり染とは云ひ條、一驛の人馬を取り、一郡一領の助郷村々へ下知し、其支配すべき場所の高凡そ二三萬石に上ることも珍しくはない、尙處に依れば名主や年寄の上にも立つ程の權勢のあつたものもあるのであるのに、而も所によれば何の所得もなぐ、一種の名譽職で加ふるに以上の如き不條理があつたか

ら、役を辭して去らんとするも、受け取る者もないのに、自分の家財に金銀などを添ておし付け物となつてゐたことさへある程であつた。これ要するに問屋役なるものゝ入用多く渡世とならないからで、一つは宿々に問屋の數が多く年番とか非番とかを設けて其役を専任しない事が結局身をつめて其業務を行はないことゝなつたのである。

次に帳付を云々するに、抑々宿々問屋場に於ける帳付役は實に重要な地位にある。それは問屋が主として外交に當つて居たから、内務は實にこの帳付の一人舞臺であつたので、氣轉のきく、眼力のある、氣強い者でなければならなかつた。故に宿驛にこの帳付のよいのが兎もすれば缺乏し勝であつたのである。

尙馬差の事に及ぶが、この馬差は一名月行持ともいふ。帳付の命に従つて働くものである。實際矢表に立つて働くのであるから、帳付よりも一層膽力を要した。第一心の働くに入ることは大なるもので、一度は荷ぐらの柄でも取つたことがあり、錢をちよつと握つてもそれが手中に幾許ある

かを知り、一錢の過不足もないといふやうなものでなければ、圓滑に治まらない。兎に角、帳付といひ、馬差といひ。

誠に以て六ヶ敷しい仕事である。即、參觀交代の砌、二條

大阪の番代や其他色々の武士、用人等が一度に込合つて混亂せる場合で、夥敷き人馬の賃錢も漏さず帳面に書留て少しも違算なからしむるなど、殊に一日中働いて直ちに夜勤に及ぶなど、尋常の事ではない。皆その事に明るい者が從事するからやつて行けるのである。宿場役人たる問屋をは

じめ、帳付、馬差等の業が如何に六ヶ敷しいものであつたかは實以て察知するに難くはなからう。

(1) 「古事類苑」政治部四、一二四八頁

(2) 「徳川時代の武藏本庄」一〇五頁以下

(3) 大山敷太郎、東海道濱松宿に關する「考察」(經濟論叢第三十三卷第一號所載) 參照

(4) 道路の改良、第十二卷第八號、所載の拙稿参照。

(5) 同上及「徳川時代の武藏本庄」一六三一六四頁参照

(6) 「民間省要」中編卷之三「日本經濟叢書」卷一、五二五頁

(7) 同上

(8) 同上

五二七一五二八頁

同頁

公共用自動車の使命と性質 より觀たる

道路改良維持修繕並警察 (二)

菅 健 次 郎

日 次

一 はしがき

二 自動車の使用上の分類

- 三 公共用自動車の意義
- 四 公共用自動車の經濟的性質
- 五 公共用自動車の要件(以上本號)